

全建事発第104号
令和4年12月26日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公印省略〕

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第318号）等をもって従来から運用してきたところ
です。

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）により、特定建設業の許可を要する下請代金の額を含め、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定されている各種の金額要件について、近年の工事費の上昇を踏まえて見直しが行われ、新たな金額要件が令和5年1月1日から施行されます。

また、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」においてとりまとめられた「技術者制度の見直し方針」（令和4年5月31日）において、技術者の途中交代に関する運用の見直しや、同一の監理技術者等が管理できる「同一工事」と見なせる範囲に関する運用を見直す方向性が示されました。

これらを踏まえ、今般、「監理技術者制度運用マニュアル」を別添のとおり改正し、令和5年1月1日から適用することとなり、各地方整備局建政部長等に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したことについて本会に対し、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙1 国土交通省通知文
- ・別紙2 監理技術者制度運用マニュアル（令和5年1月1日適用）
- ・別添3 改正概要

※監理技術者制度運用マニュアルについては下記URLを参照

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

以上
(事業部：山中)